

数量公開の説明書（一般競争入札）

岐阜県地方競馬組合再整備推進課長

1 公表数量の取り扱い

公表数量は、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考数量として取り扱うこととする。

2 提供方法

数量書は、組合HP上でデータとして提供する。

3 提供時期

数量書の提供について、数量書は、数量算出根拠や施工のために必要となる図面と同時に行うものとする。

4 数量書等に対する質問等

数量書等に対する質問の提出、提出先及び質問書の閲覧は、原則として入札説明書に記載された図面及び仕様書等に対する質問の取り扱いに準じて行うものとする。

質問書の提出にあたっては、図面及び仕様書等に対する質問書とは区別し、様式は原則としてA4縦版の自由とする。

なお、数量そのものの差異等に係わる質問は、差異の根拠資料等も併せて提出するものとする。質問に対する回答で、数量の訂正その他については、図面及び仕様書等に対する質問の回答とは区別した回答書で提示する。しかし、差異の根拠資料の提出がない場合や根拠資料が不明な場合は、数量等の差異についての回答をしないこととする。

5 数量書等の数量及び構成

（1） 数量算出は次の定める算出方法とする。

- ・ 建築工事「建築数量積算基準」（建築工事建築数量積算研究会）
- ・ 設備工事「建築設備数量積算基準」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）

（2） 数量の構成は、次の定める方法を参考としている。

- ・ 建築工事「建築工事内訳書作成要領 建築工事編」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 設備工事「建築工事内訳書作成要領 設備工事編」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）

（3） 数量書の様式は、次の定める様式を参考としている。

- ・ 建築工事「建築工事内訳書標準書式」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 設備工事「建築設備内訳書標準書式」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）

6 入札時に提出する工事費内訳書の取り扱いについて

入札公告共通事項により提出する工事費内訳書については、以下のとおり取り扱う。

- ・ 最低限「中科目」までの内訳書を添付すること。（上記2により提供する数量書に「中科目」が設けられていない場合は「科目」まで）